

資料編

- 1 多久市環境基本条例
- 2 多久市環境審議会規則
- 3 多久市環境審議会名簿
- 4 策定経過
- 5 パブリックコメントの概要
- 6 第1次多久市環境基本計画の実績と評価
- 7 環境に関する用語集

1 多久市環境基本条例

平成 24 年 3 月 31 日

条例第 14 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）

第 2 章 基本方針（第 7 条－第 16 条）

第 3 章 環境基本計画（第 17 条・第 18 条）

第 4 章 環境審議会（第 19 条）

第 5 章 雑則（第 20 条）

附則

多久市は、佐賀県の中央に位置し、北側に天山、東側に両子山、西側に八幡岳、船山、南側に鬼の鼻山と、周囲を山に囲まれた盆地で、豊かな自然と、県南の気候と県北の気候を有した四季の変化が豊かなところにある。高度成長期の日本を支えた石炭産業の隆盛期には、人口数も最大となり、大いに賑わっていたが、エネルギー政策の変化に伴い、いにしへの文化を今に伝える孔子の里として、特色ある伝統文化を育みつつ、緑あふれる豊かな自然に囲まれ、落ち着いたたたずまいの街となっている。

しかしながら、今日の私たちの生活は、世の中の情勢の変化や進歩にともない、資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に排出するようになり、私たちに豊かな生活の変化をもたらした反面、環境への負荷を著しく増大させ、その結果、地域の環境のみならず、全ての生物の生存基盤である地球環境をも、脅かすようになってきている。

私たちは、健康で文化的な生活を確保しながら、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有しているが、その良好な環境を保ち、将来の世代に引き継いでいく責務もまた負っている。健全で恵み豊かなふるさと多久の環境を維持していくため、自らの日常生活や経済活動の在り方を見つめ直し、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を担い、地球環境への負荷を少なくして、持続的な発展が可能な社会の構築をするため、私たちもまた地球に住む生命体の一員であることを認識して、自然と共生し、地球環境の保全に貢献することにより、豊かなふるさとを次世代に引き継ぐことを願い、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、市民の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす

事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承し、維持されるよう適切に行われなければならない。

2 市民一人ひとりが環境を守ることの大切さを学び、生態系及び市域の自然的条件に配慮し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた役割のもとに、自主的かつ積極的に環境の保全を行わなければならない。

3 地球環境の保全は、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識し、その事業活動及び日常生活において、積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の排出抑制及び再生利用を図るなど、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に取り組み、協力をするものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物の処理その他の公害を発生させないために、自らの責任において適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の排出抑制及び再生利用を図るなど、環境への負荷の低減、その他の環境の保全に自ら積極的に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に取り組み協力をするものとする。

第2章 基本方針

(施策の策定等に係る指針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用等により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を図ること。

(4) 地域の個性を生かした歴史的、文化的遺産の保全と、良好な都市景観及び居住環境の形

成等により、潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。

(5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全を図ること。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境の保全上の助言等)

第9条 市長は、環境の保全上の支障の防止のため必要な助言、指導又は勧告（以下「助言等」という。）を行うことができる。

2 市長は、助言等を行ったときは、関係者に対し必要な報告を求めることができる。

(市民等の活動への支援)

第10条 市は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）が行う環境への負荷の低減、その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第11条 市は、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、環境の保全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進、並びに環境の保全に関する教育及び学習の振興に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を、適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第13条 市は、環境の状況の把握、その他の環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(必要な措置)

第14条 市長は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に対し、必要な措置を講じることができるものとする。

2 市民等は、市長に対し、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に対し、必要な措置を講ずるように求めることができる。

(施策の推進体制の整備等)

第15条 市は、各関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協力し、環境の保全に関する施策を効果的に推進するための体制を整備するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第16条 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第3章 環境基本計画

(環境基本計画等)

第17条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、多久市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(実施計画等)

第18条 市長は、前条の環境基本計画に基づき、市及び市民等がそれぞれの責務に応じて環境の保全を協働して実践するため、必要な事項を定めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第19条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、多久市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項に関すること。
 - (3) その他市長が必要と認めること。
- 3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 関係団体の代表
 - (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員の再任は、妨げない。
- 7 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 多久市環境審議会規則

平成 24 年 3 月 31 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、多久市環境基本条例（平成 24 年多久市条例第 14 号）第 19 条の規定に基づき、多久市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、その説明及び意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 36 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

3 多久市環境審議会名簿

区分	氏名	所属団体	備考
学識経験者	岡島俊哉	佐賀大学教育学部（教授）	会長
	中川君隆	多久市東原岸舎西溪校教頭（理科教諭）	
各種団体	藤川範史	多久市商工会（会長）	
	永渕晴彦	多久市農業委員会（会長）	
	中島慶子	多久市男女共同参画ネットワーク（会長）	
	南里カズ子	多久市嘱託員会（代表）	副会長
	富増晃二	多久市校長会（会長）	
行政機関	荒瀬弘之	多久市（副市長）	

4 策定経過

開催日時	内容
令和4年12月6日	多久市環境審議会（第1回）
令和4年12月6日	第2次多久市環境基本計画について審議会へ諮問
令和5年1月6日	市民アンケート調査（～1月24日）
令和5年4月28日	基本計画策定に関する担当課アンケート調査（～5月19日）
令和5年9月27日	多久市環境審議会（第2回）
令和5年12月5日	多久市環境審議会（第3回）
令和5年12月18日	議会との情報交換会
令和6年1月11日	パブリックコメント（～2月9日）
令和6年3月21日	多久市環境審議会（第4回）
令和6年3月21日	第2次多久市環境基本計画について審議会から答申

多市民第 965 号
令和 4 年 12 月 6 日

多久市環境審議会
会長 岡島 俊哉 様

多久市長 横尾 俊彦



第 2 次多久市環境基本計画策定について（諮問）

多久市環境基本条例第 17 条の規定により、第 2 次多久市環境基本計画について審議会に諮問いたします。

令和 6 年 3 月 21 日

多久市長 横尾 俊彦 様

多久市環境審議会
会長 岡島 俊哉



第 2 次多久市環境基本計画策定について（答申）

令和 4 年 12 月 6 日付け多市民第 965 号をもって諮問された第 2 次多久市環境基本計画策定について、本審議会で審議を重ねた結果、本日ここに別冊のとおり「第 2 次多久市環境基本計画」を答申します。

今後、本計画の内容と進捗状況については、市民に対し十分に説明されるとともに、本審議会の意見等を尊重し、計画の実現に努められ、多久市の豊かな環境を将来にわたって継承されるよう切に要望します。

5 パブリックコメントの概要

以下のとおり、本計画へのパブリックコメントを募集しました。

○対象者

- ・市内に居住する者
- ・市内に通勤又は通学する者
- ・市内に事務所又は事業所を有する者
- ・パブリックコメントに係る事案に対し利害関係を有する者

○募集期間

- ・令和6年1月11日～2月9日

○寄せられた意見

- ・意見はありませんでした

6 第1次多久市環境基本計画の実績と評価

■進捗指標と数値目標の達成状況

基本施策(10)	進捗指標(16)	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)	実績値 (実績年)	評価 ^{注1}
1 自然環境 (里地里山) の保全	森林・耕作地の荒廃対策	2.3 ha (H24 年度)	7.0 ha (R5 年度)	4.06 ha (H26～R4)	×
2 自然環境の 活用とふれ あいの場の 創出	自然観察会・学習会の開催回数	0 回 (H25 年度)	2 回 (R5 年度)	45 回 (H26～R4)	○
	「水辺とのふれあい」に関する市民の満足度	24.6 % (H24 年度)	35% % (R5 年度)	23.8 % (R4 年度)	×
3 大気環境の 保全、騒音・振動、 悪臭の対策	「しずけさ(道路交通によるもの)」に関する市民の満足度	38.5 % (H24 年度)	50.0 % (R5 年度)	51.9 % (R4 年度)	○
	自動車騒音調査 面的評価 (道路近傍騒音レベル) 基準値昼 70dB、夜 65dB (調査対象全戸数)	83.1 % 昼夜とも基準値 以下の割合 (H24 年度) (調査対象全戸数)	80.0 %以上 昼夜とも基準値 以下の割合 (R5 年度) (調査対象全戸数)	85.9 % (R4 年度)	○
4 水環境の保 全	污水处理人口普及率	48.92 % (H24 年度)	67.0 % (R5 年度)	61.7 % (R4 年度)	×
	多久市内でホテルが見られる箇所	20 箇所 (H25 年度)	25 箇所 (R5 年度)	21 箇所 (R4 年度)	×
5 文化財と歴 史的なまちな みの利活用	「歴史的・文化的雰囲気」に関する市民の満足度	30.7 % (H24 年度)	50.0 % (R5 年度)	38.0 % (R4 年度)	×
6 景観形成と 公園・緑地 (みどり)の整 備	景観保全にかかる地区の関係区民との意見交換会や協議会の回数	0 回 (H25 年度)	2 回 (R5 年度)	0 回 (H26～R4)	×
7 省エネルギー 対策	市の施設の CO ₂ 排出量と削減率 ※H16 年(2004 年)を基準年とする CO ₂ 換算温室効果ガス排出量、削減率	6,590,637 kg (H16 年)	6.0 %削減以上を保つこと (R5 年度)	7.6 % 6,089,064 kg (R4 年度)	○
8 再生可能エ ネルギーの 導入	公共施設への再生可能エネルギー設備の導入数	3 箇所 (H25 年度までの累計)	5～10 箇所 (R5 年度までの累計)	5 箇所 (H26～R4)	○
	各戸住宅用太陽光発電の導入数	253 箇所 (3.2 %) (H24 年度までの累計)	400 箇所 (5.1 %) (R5 年度までの累計)	888 箇所 (11.2 %) (H26～R4)	○
9 省資源化対 策・循環型 社会の構築	コンポスト容器の設置補助数(累計)	681 基 (H24 年度)	750 基 (R5 年度)	705 基 (R4 年度)	×
	市民一人、一日当たりのごみ排出量※家庭系ごみ	744 g (H24 年度実績)	642 g (R5 年度)	581 g (R4 年度)	○
	リサイクル率	24.32 % (H24 年度実績)	30.7 % (R5 年度)	10.6 % (R4 年度)	×
10 環境学習と 保全活動の 推進	環境活動協力市民組織数	4 団体 (H25 年度)	8 団体 (R5 年度までの累計)	13 団体 (R4 年度)	○

(注1) ○：目標値達成率 100%以上 △：目標値達成率 80%以上 ×：目標値達成率 80%未満

7 環境に関する用語集

索引	用語	意味	ページ
あ	エコアクション21	環境省が策定した環境マネジメントシステムのことで、組織や事業者等が環境へ配慮した取り組みを主体的・積極的に行なうための方法を定めたものであり、あらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に環境に取り組めるよう工夫されています。	P27
	エコドライブ	燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心掛けのことです。エコドライブには、発進時の加速を緩やかにする、加速減速の少ない運転をする、停止するときに早めにアクセルから足を離す、エアコンの使用を控えめにするなどがあります。	P27
	SDGs (エス・ディー・ジー・ズ)	2015年9月国連で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)を略した言葉です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「世界の貧困をなくす」「持続可能な世界を実現する」ことを目指した2030年を達成期限とする17のゴール、169のターゲットおよびその進展を評価するための指針を持つ包括的な目標です。	P4 P11 P22
	温室効果ガス	太陽からの光で暖められた地球の表面から、地球の外に向かう赤外線を吸収する、二酸化炭素やメタン、亜酸化窒素、フロンなどの気体のことです。化石燃料の使用や森林の減少など人間の経済活動の発展により、温室効果ガスの量が増えており、それによって大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因と考えられており、様々な悪影響を及ぼしています。	P11 P12 P24 P25 P26
か	外来生物	もともとその地域にいなかったのに、人間によって他の地域から入ってきた動物・植物のことを指します。このような外来生物が国内に侵入し定着してしまうと、日本固有の生態系に様々な影響を及ぼしたり、人に危害を加えたり、病気を拡げたり、あるいは農林水産業へ被害を及ぼす可能性があります。	P2 P31 P32
	グリーントランスフォーメーション(GX)	単に化石燃料をクリーンエネルギーに転換するだけでなく、それによって起こる産業や社会の構造の変化や再構築までを含めた取り組みです。脱炭素社会を構築しながら、私たちの産業や生活を維持するだけでなく、むしろ発展させ、より快適な社会を作ることを目的としています。	P12
	昆明・モントリオール生物多様性枠組	2022年12月にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された、2030年までに達成すべき新たな生物多様性に関する世界目標です。 新枠組は、2050年ビジョン、2030年ミッション、2050年グローバルゴール、2030年グローバルターゲットおよびその他の関連要素から構成されています。2030年グローバルターゲットには、日本が特に重視している30by30や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために8個の数値目標が盛り込まれました。 なお、その他の関連要素として、新枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組みである「レビューメカニズム」も同時に採択されており、これまでの目標よりも更に実効性を高める仕組みが強化されています。	P11 P12 P31

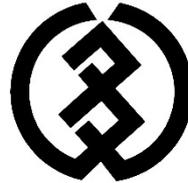
さ	再生可能エネルギー	太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスなど、非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものです。エネルギー自給率の向上と地球温暖化対策効果に優れているといった利点があります。	P14 P25 P26 P27
	サーキュラーエコノミー（循環経済）	経済活動において、「モノやサービスを生み出す」、「消費する」、「廃棄する」などのあらゆる段階で環境負荷を事前に考慮し、可能な限り新しい資源の利用を抑え、地球上の資源を循環させるための設計を前提として、既存の経済システムを改変していくことです。	P12
	3R（スリーアール）	リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのR(アール)の総称です。 リデュースは、物を大切に使い、ごみを減らすことです。 リユースは、使える物は、繰り返し使うことです。 リサイクルは、ごみを資源として再び利用することです。	P28
	循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。	P19 P24 P28 P29
	生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。	P11 P12 P31
	Z E H（ゼッチ）	Net Zero Energy house(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称です。高断熱・高气密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅のことです。少ないエネルギーで室温を快適に保つことができ、冷暖房による二酸化炭素排出量の削減につながります。さらに、室温差によるヒートショック等を防ぐ効果も期待できるなど、健康面のメリットも。電気料金の抑制や停電時に自宅で作った電力を使える防災力の高さも特徴です。	P25
	Z E B（ゼブ）	Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称です。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。 建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにすることができます。	P25

	ゼロカーボン・ドライブ	太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力(再エネ電力)を使用した、電動車(電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV))を活用した、走行時の二酸化炭素排出量がゼロのドライブのことをいいます。	P25
た	脱炭素(カーボンニュートラル)	人の活動による温室効果ガスの排出量と吸収量を同じにすることで、温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすることです。世界で120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げています。日本も2020年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。	P11 P12 P25 P41
	地球温暖化	人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいいます。 近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇(温暖化)が進んでいます。 温室効果ガスが現在の傾向で増加し続けると、21世紀中に地上の平均気温が1.8度から3.4度の範囲で上昇するといわれており、その結果、氷河の融解や海面の膨張による海面上昇、異常気象の増加、気候の変化による農業への影響、生態系への悪影響などが予想されています。	P2 P11 P12 P19 P24 P25 P26
	地球の限界(プラネタリー・バウンダリー)	人為的な活動による地球の変化を項目別に整理し、その変化は人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば人間社会が発展し繁栄できるが、境界を越えれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるとする考え方です。	P11
	トップランナー基準	エネルギーの使用の合理化に関する法律に準拠する基準です。製造業者等に省エネ型の製品を製造するよう、基準値を設けてクリアするように課した措置のことです。 トップランナー方式では対象機器の省エネルギー基準を、現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能に設定します。それぞれの製品の性能は、省エネラベル、統一省エネラベルで確認することができます。対象製品に乗用自動車、エアコン、テレビ、複写機、電子計算機、電子レンジ、プリンターなどがあります。	P25 P27
は	パリ協定	2015年12月にパリ(フランス)で開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された気候変動に関する国際枠組みです。世界全体の平均気温の上昇を2度より十分下方に抑えるとともに、1.5度に抑える努力を追求すること、そのために、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ(人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること)を目指しています。	P11
	微小粒子状物質(PM2.5)	大気中に浮遊している直径が2.5μm(マイクロメートル)以下の超微粒子(1μmは1mmの千分の一)で、大気汚染の原因物質の一つです。粒径が小さい分、気管を通過しやすく、肺胞など気道より奥に付着するため、人体への影響が大きいと考えられています。	P33 P34 P35



市旗

市の力強く発展する姿を象徴する市のかえでと、市の花うめを図案化したものです。かえでの七葉は、地・水・火・風・空・見・識を表徴しています。うめの花は厳しい霜雪に耐え、百花に先駆けて咲き、芳香を放ち、清楚・高潔・忍耐を表しています。幹は、剛毅と無辺なる躍進を表しています。昭和49年(1974)5月に定められました。



市章

漢字で「多久」を表記し、市の大同団結と躍進を象徴したもので、昭和29年(1954年)11月に決定しました。



市の花(うめ)

市制20周年を記念して市の花に制定されたうめは、毎年早春になると、街によい香りをただよわせはじめます。春の訪れを知らせるうめの花は、厳しい霜雪に耐え、百花に先駆けて咲き、芳香を放ち、清楚・高潔・忍耐を表しています。市内の公園などに数多く植えられており、色とりどりの花が咲き誇り、街を彩っています。うめは美しいもののたとえでもあり、自然の美しい多久市を象徴しています。



市の木(かえで)

初夏には新緑の葉がまぶしく、秋になると紅葉をはじめのかえで。市花のうめとともに市制20周年を記念して制定されました。かえでは霜が降りころになると黄葉、紅葉します。盆地で温度差のある地形が、紅葉の美しさをより際立たせています。

第2次多久市環境基本計画

発行：令和6年3月

発行元：多久市 環境課

〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1

TEL：0952-75-6117 (直通)

FAX：0952-75-2757

e-mail：seikatsukankyo@city.taku.lg.jp



多久翁さん